

濃厚接触者の待機期間

① 同居世帯での対応 保健所が判断

症状がないことが前提

感染者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）

または

住居内で感染対策を講じた日
のいずれか遅い日の翌日から

5日間

※ ただし、2,3日目の検査により陰性確認ができれば、3日目で待機解除することも可

※7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用する等の感染対策をお願いします。

② 事業所での対応

接触者が判断

症状がないことが前提

感染対策を講じていなかった場合

感染者との最終接触日の翌日から

一定期間の外出自粛
(目安として、5日間)

※ただし、2、3日目の検査により陰性確認ができれば、
3日目で待機解除することも可

感染対策を講じていた場合

外出制限なし

※7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用する等の感染対策をお願いします。

③ 医療機関等・保育所等での対応

医療機関等は保健所、保育所等は管理者が判断

・医療機関等…医療機関、高齢者及び障害者施設 ・保育所等…保育所、幼稚園及び学校

症状がないことが前提

感染者との最終接触日の翌日から

5日間

※ ただし、2,3日目の検査により陰性確認ができれば、3日目で待機解除することも可
また、一定の条件の下、毎日の検査により陰性確認ができれば、業務従事可能

※7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用する等の感染対策をお願いします。